

**地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置において
届出対象となる面積要件及び届出様式等を定める規制の事前評価書**

政策の名称	地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置において土地を有償譲渡しようとする場合の届出義務が課せられる土地の面積要件及び届出の様式等を定める規制
法令（案）の名称	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令案 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則案
担当部局	政策統括官（沖縄政策担当）付政策調整担当参事官 （参事官：中 素明） 電話番号：3581-9725
評価実施時期	平成 24 年 3 月

1 政策の名称

特定の駐留軍用地内の土地を有償譲渡しようとする場合の届出義務が課せられる土地の面積要件及び届出の様式等を定める規制

2 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置に係る手続を適切に行うために、届出の要件及び様式等について規定するもの。

(2) 規制の内容

駐留軍用地返還後の当該跡地の開発整備を迅速かつ円滑に行うために、返還前から駐留軍用地内において公有地を確保するための措置として、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第十四条において政令に委任された、特定の駐留軍用地内に土地を所有する者が、その土地を有償で譲渡しようとする場合の関係市町村の長への届出の対象となる面積要件を原則 200 平方メートル以上に設定し、届出の様式等について規定するもの。

(3) 規制の必要性

本土の駐留軍用地では、国公有地が約 9 割であるのに対し、返還が予定

されている沖縄県の中南部に位置する駐留軍用地では公有地の割合が著しく低いことから、過去において公共用地の取得に期間を要し返還後の跡地利用に大きな支障が生じた事例があり、返還前の早い段階から公共用地を先行取得することが重要である。

このような沖縄県の駐留軍用地の特殊事情を踏まえ、地方公共団体等が将来必要となる公共用地の確保を図る機会を得ることを可能にするため、特定駐留軍用地内に土地を所有する者が土地を有償で譲渡する際に届出を行うこととし、その制度を適切に機能させるために、届出を要する土地取引の対象面積要件及びその様式等を設定するもの。

(4) 法令（案）の名称とその内容

法令案名称

- ① 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令案（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令）
- ② 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則案

内容

- ① 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法案（平成24年2月10日閣議決定。第180回国会提出後、衆・沖北特委にて修正。）に係る、給付金制度に係る特定跡地及び大規模跡地の要件の制定、駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置創設に係る所要の規定の整備等を行うもの。
- ② 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法案（平成24年2月10日閣議決定。第180回国会提出後、衆・沖北特委にて修正。）において、駐留軍用地内の土地の先行取得制度が規定されたことに伴い、特定駐留軍用地内の土地の有償譲渡の届出等に必要となる届出事項の様式等を定めるもの。

3 想定される代替策

特定の駐留軍用地内に土地を所有する者がその土地を有償で譲渡しようとする場合の関係市町村の長への届出義務について、譲渡する土地の面積要件を緩和し、届出の様式の記載事項等を少なくする。

4 規制の費用・便益

- ① 費用

【遵守費用】

＜本対策案＞

本制度の創設により、特定駐留軍用地内の土地を有償で譲渡するときは、事前に届出を行わなければならないという負担が生じるが、既存の土地取引に関する届出等の制度があり、手続に類似性があり大きな違いはないため、大きな負担とはならないものと考えられる。

＜代替案＞

面積要件を緩和することで対象者は本対策案より少なくなるが、有償で譲り受けた土地に関し、地方公共団体が事業の見通しを有している場合、譲り受けた者がその後、地方公共団体から当該土地の買取りを受ける可能性が高くなる。また、届出の記載事項について項目を本対策案より減らしたとしても、届出をする負担は生じるため、本対策案の負担との大きな差は生じないと考える。

【行政費用】

＜本対策案＞

本制度の創設により、当該市町村に届出受領等の負担が生じるが、既存の土地取引に関する届出等の制度があり、手続に類似性があり大きな違いはないため、特段の体制強化等を行う必要はなく対応可能なものであり、大きな負担とはならないと考えられる。

＜代替案＞

面積要件を緩和することで対象者は本対策案より少なくなり、受領事務等についての負担は減る。しかしながら、その分の土地の買取りの機会が失われることになり、公共用地の先行取得を行うための適切な効果が得られなくなることが想定される。また、届出の記載事項について本対策案より項目を減らした場合、買取りの協議のための必要事項について情報が得られないことが考えられる。

【その他社会的費用】

＜本対策案＞

本措置により一定の遵守費用、行政費用の発生が想定されるが、社会的費用については、面積要件の設定及び様式の規定によって発生したとしても、それは少ないのではないかと考える。

＜代替案＞

面積要件を緩和することで、その分の土地の買取りの機会が失われることになる。その結果、公共用地の先行取得を行うための適切な効果が得られなくなることが想定される。また、届出の記載事項について本対策案より項目を減らした場合、本措置の運用に関して必要な情

報が得られないことで、駐留軍用地内の公共用地先行取得を目的とした本制度の適切な運用ができない恐れが出ると考える。

② 便益

地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置に係る届出対象の面積要件の設定及び届出の様式の規定により、本措置が適切に運用されることで、地方公共団体等が将来必要となる公共用地の確保を図る機会を得ることを可能にし、公共用地の確保に取り組み、土地を先行取得することにより、返還後の駐留軍用地跡地における計画的な開発整備を迅速に進めることに資する。

5 政策評価の結果

本措置により一定の費用の発生が想定されるものの、返還前の早い段階から公共用地の確保に取り組み、跡地における計画的な開発整備を迅速に進めることと、本措置をとらずに跡地における開発整備が遅れることとを比較すれば、本措置による便益が大きいものといえる。

6 有識者の見解その他関連事項

沖縄振興審議会（会長 伊藤元重）において、「沖縄の振興について」（沖縄振興審議会意見具申、平成23年7月25日）をとりまとめ、その中で駐留軍用地跡地利用について以下のとおりとしている。

駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう、新たな法律において所要の措置を講じていく必要がある。

7 レビューを行う時期又は条件

本制度について規定している沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法は10年の時限法のため、法の期限が到来する際は、この制度の施行の状況等について検討を行うものとする。